

令和8年第4回堺市教育委員会議事録

開催日	令和8年3月27日（金曜）	
場所	堺市役所 本館3階大会議室第3会議室	
会議種類	定例会	
議案	<p>議案第9号 堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第10号 堺市立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の制定について</p> <p>議案第11号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第12号 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第13号 堺市立学校職員の扶養手当に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第14号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等の一部改正について</p> <p>議案第15号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第16号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第17号 堺市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の全部改正について</p> <p>議案第18号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について</p> <p>報告第4号 市長からの意見聴取（令和7年度 堺市一般会計補正予算）について</p> <p>報告第5号 令和8年度堺市立学校園教職員定数配分方針の一部改正について</p> <p>報告第6号 事務局職員の人事異動について</p> <p>報告第7号 管理職人事について</p>	
教育長の報告	<p>① 令和8年度堺市立学校園運営における指針について</p> <p>② ウェルビーイング向上のための取組指針Ⅱ（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定について</p>	
その他の報告	<p>① 堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組について</p> <p>② いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）</p>	
教育長	関百合子教育長	
出席委員	豊岡敬委員 新谷奈津子委員 長田翼委員 大内秀之委員 中村善彦委員	
事務局出席者	<p>北野雅史教委総務部長 西尾朋章教委総務課長</p> <p>宇野敬子教職員企画課長</p> <p>中川博義教職員人事課課長補佐 天羽洋平教職員人事課主任管理主事</p> <p>中井忠学校教育部部理事 松本展典学校保健体育課長</p> <p>岩井伸司教育課程課長 中森毅生徒指導課主任指導主事</p> <p>北野勝美地域教育振興課長</p> <p>居谷達矢教育政策課長 杉本篤史教育政策課課長補佐</p> <p>楠本奈央子教育政策課企画係長</p>	
開会宣言	午前10時00分	

関百合子教育長	これより、令和 8 年第 4 回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 次に、教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。
杉本篤史教育政策 課課長補佐	報告します。 本日の会議には、教育長及びすべての委員が出席され、中村委員が 10 時 40 分ごろに出席されます。 また、事務局におきましては教育次長、教育監、教職員人事部長、学校教育部長、地域教育支援部長が欠席しています。
関百合子教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお送りしました、令和 8 年第 2 回教育委員会議事録及び令和 8 年第 3 回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。  ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
<b>【教育長の報告①】</b>	令和 8 年度堺市立学校園運営における指針について
関百合子教育長	それでは、教育長の報告① 「令和 8 年度堺市立学校園運営における指針について」を報告します。 詳細については、担当課長より説明します。
<b>【説 明】</b> 岩井伸司 教育課程課長	教育長の報告①「令和 8 年度堺市立学校園運営における指針」について説明します。 毎年度、堺市教育委員会が作成し、各学校園に配付しているものです。 本指針は、「1. 作成の趣旨」に記載のとおり、「第 4 期未来をつくる堺教育プラン」における本市の方針等を踏まえつつ、各学校園における創意工夫ある取組を推進し、自主性・自律性に富んだ学校園運営の一助となるよう、「第 4 期プラン」における 5 年間の主な取組に基づき、令和 8 年度の学校園の取組指針を示すため作成したものです。 作成にあたっての重点としたポイントとしては、 「第 4 期プラン」の 3 つの基本的視点である、ウェルビーイング、教育DX、堺が進める「新たな学校のあり方」を踏まえ、「こどもが身につける力」、「こどもの学びを支える教職員・学校の姿」、「こども・学校を支える教育環境」に取組事項を整理したことです。 本指針の内容としては、「3. 本指針の内容」のとおり、全 3 章構成で作成しています。 なお、3 月 16 日から校園長等を対象にした説明動画をオンデマンドで配信し、教育長・教育監から詳細の説明を行っています。今後の予定は、3 月末に本指針を冊子にて全学校園に 1 冊配付のうえ、堺市ホームページに掲載します。 説明は以上です。
<b>【教育長の報告②】</b>	ウェルビーイング向上のための取組指針Ⅱ（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定について
関百合子教育長	それでは、教育長の報告②「ウェルビーイング向上のための取組指針Ⅱ（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定について」を報告します。 詳細については、担当課長より説明します。
<b>【説 明】</b> 宇野敬子	教育長の報告②「ウェルビーイング向上のための取組指針Ⅱ（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定について」説明します。

教職員企画課長	<p>本取組指針は令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる「給特法」の一部改正、及び同年9月に文部科学省が示した指針に基づき、このたび、業務量管理・健康確保措置実施計画として「ウェルビーイング向上のための取組指針Ⅱ」を策定しました。</p> <p>令和8年4月1日施行で、取組期間は、「第4期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～」と同じく令和8年度から令和12年度までの5年間です。</p> <p>毎年度、実施計画の実施状況を総合教育会議に報告し、取組開始から2年が経過した時点で、必要に応じて、内容整理・計画更新を行う予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
【その他の報告①】	堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組について
関百合子教育長	<p>それでは、その他の報告①「堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組について」を報告します。</p> <p>詳細については、担当課長より説明します。</p>
<p>【説明】</p> <p>松本展典 学校保健体育課長</p>	<p>その他の報告①「堺市における部活動のあり方の課題整理と解決に向けた具体的取組について」説明します。</p> <p>本件については、12月26日の教育委員会定例会において、その他の報告として、案を報告しました。内容については、文言の変更はありますが、大部分は前回の報告内容と同様です。</p> <p>策定の経過としては、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁から学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示され、自治体に対して、地域の実情に応じた推進計画の策定が求められました。</p> <p>このことを受け、本市では、令和6年10月に取組状況等を報告書「堺市立中学校における部活動地域連携・地域移行の取組状況等報告書」として整理しました。本具体的取組は、その報告書を踏まえ、国が示す改革実行期間（令和8年度から令和13年度）の6年間における本市の対応を中心に示すものです。</p> <p>前回、教育委員会において報告後、市議会の関係議員への説明、堺市自治連合協議会への説明を終え、方向性について概ね理解をいただきました。</p> <p>本日、教育委員会での報告後、具体的取組について、堺市ホームページにおいて公表する予定です。</p> <p>令和8年4月以降に、外部の方を交えた堺市部活動及び地域クラブ活動に関する検討協議会を設置し、改革実行期間中の取組についての推進や課題整理を行うなど、検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>説明は以上です。</p>
【案件】	<p>日程第1</p> <p>議案第9号 堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について</p>
関百合子教育長	<p>それでは、日程第1</p> <p>「議案第9号 堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
<p>【説明】</p> <p>北野勝美 地域教育振興課長</p>	<p>議案第9号「堺市立学校の施設開放に関する規則の一部改正について」説明します。</p> <p>学校施設開放事業において利用登録できる対象学校の数の限度及び有効期間の特例について教育長が定めることができる旨、規定上明確化し、また、申請手続について規定の整備を図るために所要の改正を行うものです。</p> <p>改正趣旨及び内容については、</p> <p>1点め、利用登録することができる開放学校の数について、教育長が定める</p>

	<p>数を限度とする旨規定するもの。</p> <p>2点め、利用登録の有効期間の末日について、開放学校の実施に関し変更等が生じたときは、教育長が別に定める日までとするもの。</p> <p>3点め、申請書の提出に係る手続等について、規定上明確化を図るものです。施行期日は令和8年4月1日です。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	<p>日程第2</p> <p>議案第10号 堺市立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の制定について</p>
関百合子教育長	<p>それでは、日程第2</p> <p>「議案第10号 堺市立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の制定について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
宇野敬子 教職員企画課長	<p>議案第10号「堺市立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の制定について」説明します。</p> <p>本件は、管理又は監督の地位にある職員に係る処遇改善として、管理職員特別勤務手当の支給対象を拡大するものです。内容としては、学校が計画し、かつ、実施する修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うものに従事した場合を規定するため、新たに教育委員会規則を制定するものです。</p> <p>市長部局は、管理職員特別勤務手当について、令和8年度より、選挙前日の準備事務や災害・事故などの緊急対応業務等に支給対象業務を拡充しました。教育職員については、市長部局の支給対象業務に加えて、修学旅行等を支給対象とし、新たに教育委員会規則を制定するものです。</p> <p>本規則は令和8年4月1日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
長田委員	<p>管理職である校長・教頭については、土曜日・日曜日の休日に業務が発生するケースが多いと認識していますが、その際、手当の支給だけではなく、振替休暇についても、実際に取得されているのでしょうか。</p>
宇野敬子 教職員企画課長	<p>これまで、週休日に実施していた採用試験には管理職が従事しており、その際は振替休暇として運用してきたが、振替休暇の取得状況を踏まえ、同様の状況がある市長部局と協議のうえ、今回、支給対象を整理・拡充し、手当を支給することとしました。</p>

長田委員	手当については拡充されている一方で、休日に出勤した場合の平日における休暇取得については、引き続き取得しにくい状況にあるということでしょうか。
宇野敬子 教職員企画課長	先生方は夏休み期間中に振替を取得するケースが多い一方、採用試験は夏期休業中に実施されることが多く、振替先が2学期にずれ込む場合もあり、学校行事が集中する時期と重なることで取得しにくい状況が現状はありますが、週休日等に勤務が生じた場合は振替休暇を取得する取り扱い自体は従前どおりです。
関百合子教育長	他にご質問、ご意見はありませんか。  ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。  ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第3 議案第11号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
関百合子教育長	それでは、日程第3 「議案第11号 堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
宇野敬子 教職員企画課長	議案第11号「堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」説明します。 本件は、国家公務員に係る「令和8年4月の非常勤職員の休暇制度等の見直し」を踏まえ、本市学校職員における会計年度非常勤職員の年次有給休暇及び骨髄提供に係る特別休暇制度について、国家公務員との権衡を図った措置を講ずるために所要の改正等を行うものです。 改正内容は、2点です。 まず、会計年度非常勤職員に係る「年次有給休暇」について、新たに職員となった日から起算して継続し6月を「超えて」勤務することとなる場合に付与するとしていたものを6月「以上」勤務することとなる場合に付与すると改正するものです。 つまり、現行では6月ちょうどの任期の職員に対して、新規任用時から6か月間について年次有給休暇が付与されていなかったものを新規任用当初から付与するものへと変更するものです。 次に、現在週勤務日数が3日相当以上の会計年度非常勤職員が取得可能な「骨髄提供に係る特別休暇」について、無給の取り扱いであるものを有給の取り扱いとするものです。 本規則は令和8年4月1日から施行するものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。  ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

	<p>ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	<p>日程第 4 議案第 12 号 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について</p>
関百合子教育長	<p>それでは、日程第 4 「議案第 12 号 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。</p>
宇野敬子 教職員企画課長	<p>議案第 12 号「堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正について」説明します。 本件は、令和 7 年度の人事委員会勧告及び同勧告に基づく堺市職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、駐車場等に係る通勤手当の支給に関する事項等について定めるものです。 その内容は、駐車場等の通勤手当に係る届出時期、支給対象となる駐車場等及び支給額を定めるもの、及び職員が月の途中において採用され、又は退職した場合の駐車場等の通勤手当に係る取扱いを定めるものです。 本規則は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。 説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
長田委員	<p>駐車場等とありますが、自転車通勤の場合の駐輪場も含まれますでしょうか。</p>
宇野敬子 教職員企画課長	<p>駐輪場は含まれません。ただし、自転車通勤の場合は他の交通用具に比べて、通勤手当が割り増しになっています。</p>
関百合子教育長	<p>他にご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	<p>日程第 5 議案第 13 号 堺市立学校職員の扶養手当に関する規則の一部改正について</p>
関百合子教育長	<p>それでは、日程第 5 「議案第 13 号 堺市立学校職員の扶養手当に関する規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。</p>
宇野敬子 教職員企画課長	<p>議案第 13 号 「堺市立学校職員の扶養手当に関する規則の一部改正について」説明します。 本件は、扶養手当に係る人事院規則の一部改正を踏まえ、職員の扶養手当に</p>

	<p>ついて、地方公務員法第 24 条第 2 項の規定に基づき、国家公務員の給与を考慮した措置を講ずることとし、所要の改正を行うものです。</p> <p>扶養手当に係る扶養親族の範囲を定める所得の限度額について、被扶養者が 19 歳以上 23 歳未満である場合の認定基準を、年額 130 万円未満から年額 150 万円未満に引き上げるものです。</p> <p>本規則は、市長部局の動向に合わせ、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	<p>日程第 6</p> <p>議案第 14 号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等の一部改正について</p>
関百合子教育長	<p>それでは、日程第 6</p> <p>「議案第 14 号 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等の一部改正について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
西尾朋章 教委総務課長	<p>議案第 14 号「堺市教育委員会事務局等事務分掌規則等の一部改正について」説明します。</p> <p>本件は、教育施設技術監及び教育監の 2 名配置をはじめ、教職員考査担当課長や、学校教育事務担当課長、不登校対策担当課長の新たな配置など、重要施策の推進体制の強化を目的とした組織改正を行うため、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 堺市教育委員会事務局等事務分掌規則</li> <li>(2) 教育長に対する事務委任等に関する規則</li> <li>(3) 堺市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則</li> <li>(4) 堺市立学校職員安全衛生管理規則</li> <li>(5) 堺市教職員懲戒等審査会規則</li> <li>(6) 堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則</li> </ol> <p>について、所要の改正を行うものです。</p> <p>本規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>

【採 決】	可決
【案 件】	日程第 7 議案第 15 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
関百合子教育長	それでは、日程第 7 「議案第 15 号 堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
西尾朋章 教委総務課長	議案第 15 号「堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について」説明します。 本件は、外国語指導助手、英語教育コーディネーターの基本報酬について、職務内容に応じた本市の会計年度任用職員の報酬額一覧表の職務の区分を定めるための所要の改正等を行うものです。 また、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則、堺市立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正に伴い、非常勤講師の通勤に要する費用弁償について、自動車等の駐車場等の料金を負担するための所要の改正等を行うものです。 本規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。
新谷委員	外国語指導助手等の基本報酬について、これまでどのような基準に基づいて決定されてきたのでしょうか。また、今後はこれまでと比較して報酬が改善されるのかどうか説明いただけますでしょうか。
西尾朋章 教委総務課長	外国語指導助手及び英語教育コーディネーターについては、これまで国の JET プログラムにおける国の報酬単価に準じて、報酬を定めていました。それを今回、堺市の会計年度任用職員の報酬額一覧表に位置付けることによって、年収額については改善されます。
関百合子教育長	他にご質問、ご意見はありませんか。  ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。  ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 8 議案第 16 号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について
関百合子教育長	それでは、日程第 8「議案第 16 号 堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
西尾朋章 教委総務課長	議案第 16 号「堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について」説明します。 本件は、学校給食センターに勤務する会計年度任用職員の勤務時間の見直し

	に伴い、学校給食における衛生指導担当業務に従事する者の勤務時間及び休憩時間について、所要の改正を行うものです。 本規則は、令和8年4月1日から施行するものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。  ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。  ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第9 議案第17号 堺市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の全部改正について
関百合子教育長	それでは、日程第9「議案第17号 堺市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の全部改正について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
西尾朋章 教委総務課長	議案第17号「堺市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の全部改正について」説明します。 本件は、堺市行政手続条例の一部改正及び堺市行政手続条例施行規則の全部改正を踏まえ、堺市教育委員会における行政手続に関する規定の明確化を図るため、本規則の全部改正を行うものです。 改正の内容については、 （1）題名を堺市教育委員会行政手続施行規則に改めること （2）堺市教育委員会における堺市行政手続条例の施行等により行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続について市長事務部局の例によることを明記するものです。 本規則は、公布の日から施行するものです。 説明は以上です。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。  ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。  ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第10 報告第4号 市長からの意見聴取(令和7年度堺市一般会計補正予算)について
関百合子教育長	それでは、日程第10「報告第4号 市長からの意見聴取(令和7年度堺市一般会計補正予算)について」を議題とします。 提案理由を説明してください。

<p>西尾朋章 教委総務課長</p>	<p>報告第4号「市長からの意見聴取(令和7年度堺市一般会計補正予算)について」説明します。</p> <p>本件は、令和7年度堺市一般会計補正予算(第10号)について、令和8年第2回市議会(定例会)に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和8年3月19日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>それでは、3/6ページの別紙第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。</p> <p>教育委員会が所管する現計予算に係る歳入歳出予算の補正額は、歳入予算について、18款国庫支出金が23億8911万5千円の増額、25款市債が65億2830万円の増額となっています。4ページの歳出予算については、10款教育費合計で89億2900万円の増額となっています。</p> <p>次に、5ページの第2表、繰越明許費をご覧ください。</p> <p>繰越明許費の補正については、追加分として5事業、合計47億600万円、変更分として小学校施設等整備事業の金額を1億4000万円から44億5700万円に増額するものです。</p> <p>次に、その下の第3表地方債補正をご覧ください。</p> <p>歳出予算の増額補正により小学校、中学校施設整備事業の地方債の限度額についても増額するものです。</p> <p>続いて、補正予算の内容について、6ページの「令和7年度3月補正予算の概要について」をご覧ください。</p> <p>資料に記載の「高等学校のDX加速化推進」「AIを活用した英語教育の強化」「部活動における地域展開等の推進」「学校施設の整備」の4つの項目については、令和8年度当初予算に計上していましたが、国の令和7年度補正予算を活用し、実施するため、令和7年度予算を補正し、令和8年度に繰り越し、実施するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>関百合子教育長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
<p>【採 決】</p>	<p>承認</p>
<p>【案 件】</p>	<p>日程第11 報告第5号 令和8年度 堺市立学校園教職員定数配分方針の一部改正について</p>
<p>関百合子教育長</p>	<p>それでは、日程第11 「報告第5号 令和8年度 堺市立学校園教職員定数配分方針の一部改正について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
<p>天羽洋平 教職員人事課 主任管理主事</p>	<p>報告第5号「令和8年度 堺市立学校園教職員定数配分方針の一部改正について」説明します。</p> <p>本件は、令和8年度の堺市立学校園教職員定数配分方針について、所要の改正を行うものです。なお、本件は教育委員会の議決事項ではありますが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則</p>

	<p>第4条第1項の規定により、令和8年3月6日に、教育長において代理しましたので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>まず、改正の要旨について、3点説明します。</p> <p>1点めとして、令和7年8月に文部科学省が示した概算要求をふまえ、令和7年11月14日の教育委員会定例会にて令和8年度堺市教職員定数配分方針を策定しました。その後、同年12月に同省が示した予算要求資料において、小学校・中学校の養護教諭の配置基準に変更があったため、それに合わせて同方針について所要の改正を行うものです。</p> <p>2点めは、堺市立学校設置条例の一部改正に伴い、分校への副校長及び教頭の配置について所要の改正を行うものです。</p> <p>3点めとして、堺市立学校管理運営規則の一部改正により、分校に准校長を置くことができることとなったことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>続きまして、改正の内容について説明します。</p> <p>1点めは、養護教諭の配置基準の見直しです。これまで、小学校は児童数751人以上850人以下、中学校は生徒数701人以上800人以下で養護教諭を1名配置できるとしていたところを、今回、文部科学省の基準に合わせて、小学校は児童数801人以上850人以下、中学校は生徒数751人以上800人以下の学校に1名配置できるように改めます。</p> <p>2つめは、宮園分校に准校長を1名配置できることとするものです。</p> <p>3つめは、分校への管理職配置の見直しです。旭分校には副校長を1名、宮園分校には教頭を2名、それぞれ配置できることとします。</p> <p>説明は以上です。</p>
関百合子教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採 決】	承認
関百合子教育長	<p>ここでお諮りします。</p> <p>日程第12「議案第18号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について」、日程第13「報告第6号 事務局職員の人事異動について」及び、日程第14「報告第7号 管理職人事について」は、<u>人事に関する案件のため</u>、「その他の報告② いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）」は、<u>関係児童生徒等のプライバシー保護のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。</u></p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p> <p>(議案第18号、報告第6～7号及びその他の報告②は秘密会)</p>
【案 件】	日程第12 議案第18号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について
関百合子教育長	<p>それでは、日程第12「議案第18号 堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について」を議題とします。</p>

	提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】 松本展典 学校保健体育課長	本件は、現在委嘱を行っている 14 名の委員のうち、1 名の委員について、令和 8 年 4 月 9 日付けで任期満了となるため、同年 4 月 10 日で新たに委嘱を行うものです。
関百合子教育長	説明が終わりました。 本件について、ご質問、ご意見はありませんか。  ご質問、ご意見なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。  ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
【案 件】	日程第 13 報告第 6 号 事務局職員の人事異動について
関百合子教育長	それでは、日程第 13 「議案第 6 号 事務局職員の人事異動について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】 西尾朋章 教委総務課長	令和 8 年度事務局管理職の人事異動について、報告するものです。
【採 決】	承認
【案 件】	日程第 14 報告第 7 号 管理職人事について
関百合子教育長	それでは、日程第 14 「報告第 7 号 管理職人事について」を議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明（要旨）】 天羽洋平 教職員人事課 主任管理主事	令和 8 年度堺市立学校園管理職の人事異動について、報告するものです。
【採 決】	承認
【その他の報告②】	いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）
関百合子教育長	それでは、その他の報告② 「いじめ重大事態調査について（学校調査の終了報告）」を報告します。 詳細については、担当課より説明します。
【説明（要旨）】 中森毅生徒指導課 主任指導主事	令和 7 年 10 月 14 日開催の教育委員会定例会で報告しましたいじめ重大事態について、調査結果が学校から教育委員会に提出されましたので報告するものです。

閉 会 宣 言	午前 11 時 33 分
関百合子教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。 これをもって、令和 8 年第 4 回教育委員会を閉会します。